

支援業務の実施に関する計画

- ・ 必要に応じて欄を広げて記載してください。
- ・ 記載内容が多い場合や図表を用いる場合等で用紙が不足する項目は別紙でも構いません。その場合は、欄内に「別紙〇〇参照」のように記載してください。

1. 業務名称等	法第62条第(一)・(二)・(三)・(四)・(五)・(六)号に掲げる業務 (該当する番号を選択)
	八女市社会福祉協議会権利擁護センター住まいづくり支援事業

【組織及び運営に関する事項】

2. 主な業務地域	八女市
3. 組織体制 法人の組織について、支援業務に従事する部分分かるように記載してください。 (上記内容が分かる組織図等でも可)	別紙令和8年度八女市社協組織図参照
4. 人員体制 支援業務に従事する人数・役割分等、人員体制を記載してください。	支援業務従事者数：3名 (1) 住宅確保要配慮者のセーフティネット住宅等への入居に係る情報提供及び相談援助 (2) 賃貸住宅等入居後の生活や福祉制度・生活支援サービス等の利用に関する相談援助
5. 勤務体制 営業日及び休日、勤務時間等を記載してください。	1) 営業日：月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日及び12月29日～翌1月3日までを除く。 (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時15分 (※相談専用携帯電話により常時受付等が可能な状態とする。)

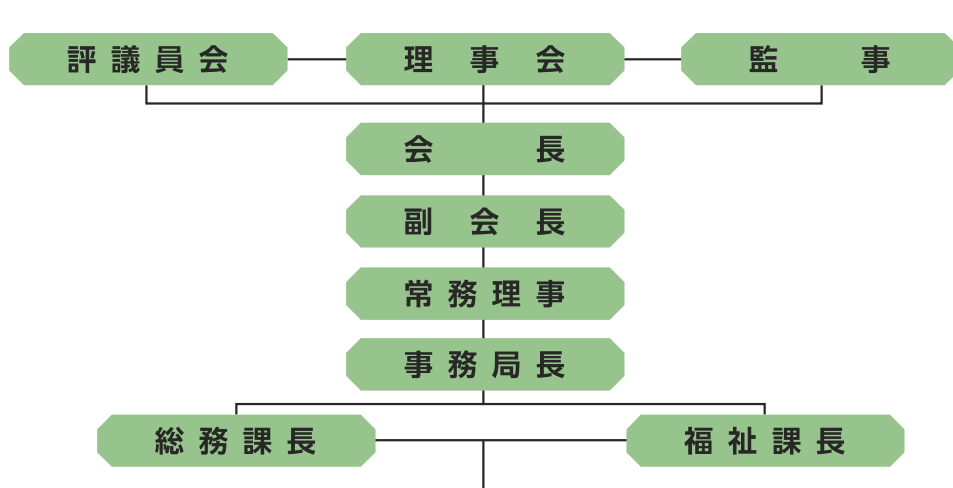
【支援業務の概要に関する事項】

6. 支援対象者	八女市内に居住する住まいの確保に困難を有する高齢者及び障がい者（身体・知的・精神）、子育て世帯、外国人、生活困窮者、建物火災による被災者等
7. 業務内容 具体的な実施方法、委託等の有無及びその内容等について記載してください。 要配慮者から対価を得て行う場合においては、当該業務の内容、対価及び提供の条件に関する事項を記載してください。	<p>民間賃貸住宅や高齢者の生活特性に配慮した公的賃貸住宅、サービス付き高齢者向け住宅等へ的高齢者の円滑な入居をすすめられるよう、これらの住宅に関する情報提供、入居に関する相談及び助言並びに不動産関係団体等との連携による入居支援等を実施するとともに、これらの住宅の入居者を対象に、日常生活上の生活相談や指導、安否確認、緊急時の対応、一時的な家事援助等を行う生活援助員を派遣し、関係機関・関係団体等による支援体制を構築する等、地域の実情に応じた、高齢者等の安心な住まいを確保するための事業を行う。具体的内容については下記のとおり。</p> <p>(1) 法第 62 条第二号に掲げる業務</p> <ul style="list-style-type: none">①物件探し等の入居相談支援②保証人紹介 <p>保証人に関する相談があった場合は、八女市社会福祉協議会と連携している一般社団法人を紹介し、入居支援をすすめる。</p> <p>(2) 法第 62 条第三号に掲げる業務</p> <ul style="list-style-type: none">①日常生活相談支援②訪問や電話等による見守り③金銭・財産管理 <p>(3) 法第 62 条第五号に掲げる業務</p> <p>下記を行うため、残置物の処理等に関するモデル契約条項活用に向けて整備をすすめていく。</p> <ul style="list-style-type: none">①家財・遺品整理②死後事務（葬儀の手配等） <p>※法第 62 条第五号に掲げる業務については、必要が生じた場合に行う。</p> <p>八女市社会福祉協議会で実施している制度の狭間の課題を抱える要配慮者への相談支援事業をはじめ、八女市権利擁護センターによる日常金銭管理及び成年後見制度の法人後見支援事業による財産管理、身上保護で培ったスキルやネットワークを基盤として、より居住の確保が難しい方へのアプローチを行う。</p>
8-1. 連携内容 地方公共団体との連携・協働に向けた取組について記載してください。	福岡県居住支援法人連絡協議会への参加 本会主催による、地方公共団体等との居住支援に関する会議・意見交換会・ケース会議等を実施し、連携体制の構築に努める。

<p>8-2. 連携内容 要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携・協働に向けた取組について記載してください。</p>	<p>本会主催による、居住支援に関する学習会を開催。開催にあたり、地域の不動産・福祉事業所等への参加を呼びかけ、事業の周知と連携体制構築に取り組む。</p> <p>不動産会社や福祉事業者の入居に関する不安、リスク等を把握し、住宅確保要配慮者の入居時の環境を整える体制づくりに努める。入居後の家賃滞納や生活上でのトラブルに関係機関と連携しながら問題の解決に努めるとともに、地域住民や要配慮者が安心して住める地域づくりをすすめる</p>
<p>9. 人材育成 支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する取組について記載してください。</p>	<p>福岡県居住支援協議会や研修会に参加し、要配慮者へ向けた支援について知識を深めるとともに、他の法人の取り組み等を把握し支援の向上に努める。</p>
<p>10. 実施効果等 要配慮者の生活安定向上にどのように寄与するか等を記載してください。</p>	<p>住宅確保要配慮者の減少効果が見込まれるとともに、登録住宅への入居者の増加にともない、空き家・空き室の軒数が減少し地域の治安維持につながる。また、住宅確保要配慮者を地域とつなぐことにより、登録住宅への入居者の見守りや生活支援サービスにつなげることができ、安心安全な生活の確保と独居高齢者や老老介護の世帯の登録住宅への入居支援及び孤立死や介護難民を未然に防止することができる。</p>

2 事務所・組織機構及び事業体制

地域福祉活動の主体と場を、住民と小地域に求め、日常生活圏における相談から支援まで、制度によるサービスのみならず、ボランティアなどによる支援活動もあわせて一体的、総合的な活動の展開をめざします。また、本所・支所のそれぞれの地域特性を考慮し、円滑な事業展開に努めます。



本所・支所地域福祉系の共通事業
● ふれあいのまちづくり事業（サロン支援等）
● ボランティアセンター事業
● 生活支援コーディネーターの配置
● まるごとサポーター（相談支援包括化推進員）の配置
● 日常生活自立支援事業
● 福祉資金貸付事業
● 社協会費・赤い羽根共同募金を活用した地域福祉活動の支援
● 福祉部会・福祉委員等の設置推進事業
● 福祉総合相談センター事業

本所	上陽支所支所長	黒木支所支所長	立花支所支所長	矢部支所支所長	星野支所支所長
<ul style="list-style-type: none"> ● 総務係 <ol style="list-style-type: none"> ①法人運営（理事会、評議員会） ②財務管理・経理事務 ③労務・人事管理 ④社会福祉会館管理 ● 地域福祉係・相談支援係 <ol style="list-style-type: none"> ①上記共通事業 ②ほっと館やめ（福祉生活支援室）の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・フードバンク事業 ・ひきこもり等支援事業 ・家計相談支援事業 ③地域介護予防活動支援事業 ④法人後見支援事業 ⑤社会福祉法人の連携による地域貢献事業 ● 居住支援法人事業 <ol style="list-style-type: none"> ⑦共同募金会、日本赤十字社、献血推進協議会事務局 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉係 <ol style="list-style-type: none"> ①上記共通事業 ②ほっと館やめ（福祉生活支援室）の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・フードバンク事業 ・ひきこもり等支援事業 ・家計相談支援事業 ③地域福祉センター管理 ● 在宅福祉係 <ol style="list-style-type: none"> ①介護保険事業 <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護事業 ②市委託事業 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉係 <ol style="list-style-type: none"> ①上記共通事業 ②移送サービス事業 ③地域交流センター管理 ④「ふじの里」直売所 ⑤霊柩車運送事業 ● 在宅福祉係 <ol style="list-style-type: none"> ①介護保険事業 <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業 ②市委託事業 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉係 <ol style="list-style-type: none"> ①上記共通事業 ②総合保健福祉センター管理 ③「かがやき」売店・食堂 ● 在宅福祉係 <ol style="list-style-type: none"> ①介護保険事業 <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護事業 ・居宅介護支援事業 ・訪問介護事業 ②障がい福祉サービス事業 ③市委託事業 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉係 <ol style="list-style-type: none"> ①上記共通事業 ②高齢者生活福祉センター管理 ③葬祭事業 ● 在宅福祉係 <ol style="list-style-type: none"> ①介護保険事業 <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護事業 ②市委託事業 ● 福祉施設係 <ol style="list-style-type: none"> ①特別養護老人ホームゆいのもり運営事業 ②短期入所生活介護事業 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉係 <ol style="list-style-type: none"> ①上記共通事業 ②総合保健福祉センター管理 ③「そよかぜ」売店 ④自給肥料供給施設管理運営事業 ● 在宅福祉係 <ol style="list-style-type: none"> ①介護保険事業 <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護事業 ・居宅介護支援事業 ②市委託事業 ● 福祉施設係 <ol style="list-style-type: none"> ①授産所麻生園運営事業



社会福祉会館

〒834-0031
八女市本町599番地
電話 23-0294 (代表)
FAX 23-0242



地域福祉センター

〒834-1102
八女市上陽町北川内123番地1
電話 54-3629
FAX 54-3847



地域交流センター「ふじの里」

〒834-1216
八女市黒木町桑原207番地1
電話 42-2131
FAX 42-3959



総合保健福祉センター「かがやき」

〒834-0074
八女市立花町谷川1156番地
電話 37-0036
FAX 37-0083



高齢者生活福祉センター

〒834-1402
八女市矢部村矢部字福取田地内
電話 47-3123
FAX 47-3124



総合保健福祉センター「そよかぜ」

〒834-0201
八女市星野村10775番地14
電話 52-3165
FAX 52-3518